



第 62 期(後)活動経過報告ならびに第 63 期(前)運動方針(案)

◆運動の基調

【目指す姿】

組合員とその家族の幸せの実現

中央発条の成長・発展

【組合活動の 4 本柱】

組合

職場を原点とした活動为一体感をもって推進する

会社

やりがいをもっていきいきと働くための環境を整備する

生活

労働条件の向上等を通じて豊かな生活を目指す

社会

よりよい社会の実現に向け役割を果たす

【組合員の行動】

コミュニケーションの活性化
(対話)

チームワークの促進
(信頼関係の醸成)

自立心の向上
(チャレンジ・主体性)

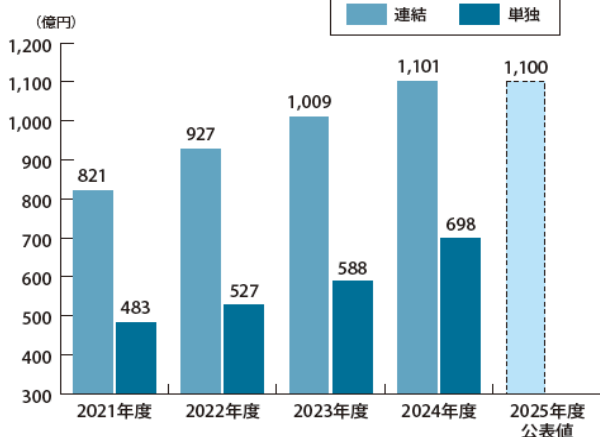
組合ビジョン「つながりをちからに」

- 「目指す姿」を実現させるために、労働組合は、取り巻く情勢の変化を確実に捉えて対応するとともに、組合員やその家族にとって有意義な活動を常に考えて展開していく。
- 組合員の前向き且つ積極的な行動が、「組合活動の 4 本柱」による活動の活性化に不可欠であり、労働組合として組合活動の原動力である「組合員一人ひとりの行動」を喚起するとともに、行動を起こすことのできる環境の整備に取り組んでいく。
- これらの活動の愚直な繰り返しこそが、「組合員とその家族の幸せと中央発条の発展の実現」につながると信じ、組合活動を推進していく。

◆取り巻く情勢「中央発条の状況」

- ・ 2024 年度決算は、特に新製品スタビライザの量産開始による取引拡大、労務費および鋼材、資材などのインフレ影響に対する売価反映により売上高は増加した。

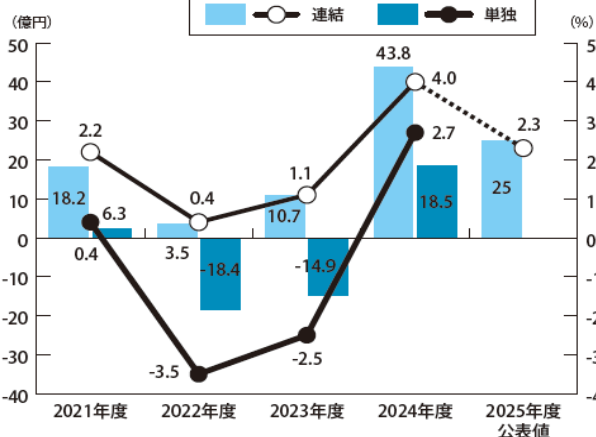
中央発条の売上高推移



※単独は2025年度の公表値なし

出所: 中央発条株式会社

中央発条の営業利益推移



※単独は2025年度の公表値なし

出所: 中央発条株式会社

◆第 63 期(前)具体的活動方針(案)

0. 組合の組織力強化

(1)コミュニケーション **重点**

«職場会»

- ◇定期開催(月 1 回)と参加率に加え、展開内容の精度に拘り、全ての職場で組合員全員が職場会に参加し、等しく情報を共有できる仕組みづくりに取り組む。
- ◇参加率の低い職場については、各支部が行った好事例を共有し、それぞれの支部の解決策に活かしていく。

«職場トーク»

- ◇通年取り組みの要求内容検討に向けて、幅広く組合員の声を吸い上げるために職場トークを実施する。

«職場声出し活動»

- ◇職場の困りごとを解決するために、全員で「職場声出し活動」のサイクルを回していく。

«支部活動の活性化»

- ◇執行部と職場役員との日常的なコミュニケーションを徹底する。

(2)労使の話し合い **重点**

«全社労使懇談会»

- ◇取り巻く環境の変化や会社施策の進捗状況を確認するとともに、年間を通して課題解決に向けた話し合いを行う。

«支部労使懇談会»

- ◇支部労使懇談会は、毎月開催を基本とし、職場の課題解決と支部労使の情報共有を図る。

(3)人材育成 **重点**

- ◇各種研修を通じ、より専門的な知識を身に付ける機会や組織力強化に向けた研修を行う。
- ◇期中任免教育の内容を充実させ、受講の徹底に努める。
- ◇執行部の新たなスキル習得や視野を拓げるために積極的に取り組む。

(4)オルグ活動

- ◇国内出向者・営業所勤務者、海外出向者に対してオルグ活動を実施する。(原則、年 1 回)
- ◇吸い上げた組合員の声を労使間会議で会社と共有し、困りごとや要望に対する回答を引き出す。
- ◇海外出向者への物資購入費用補助を年 3 回実施する。

(5)広報活動

- ◇各種機関紙は、組合としてのメッセージが伝わるよう、また組合員とその家族に読んでもらえるよう、更なる内容の充実に努め、計画的に発行していく。
- ◇より確実に、より手軽に情報を届ける手段として、SNS やアプリといった新たな広報ツールの導入を検討する。

1. いきいきと働くことのできる職場づくり

(1)安全衛生・心身の健康 **重点**

«安全衛生»

(労働組合独自の活動)

- ◇執行部が、安全に関してカウンターパート機能を十分に発揮するためのレベルアップを図る。
- ◇安全をテーマに他労組と組織交流を実施する。(労使の活動)

- ◇安全衛生委員会により、労使で安心・安全な職場環境づくりに取り組む。

«職場環境改善»

- ◇暑熱対策ワーキンググループから暑熱対策について会社へ提言を行う。
- ◇ストレスチェックや WBGT 等の結果から職場実態を把握し、職場環境改善につなげていく。

(2)MK23 運動 **重点**

- ◇2025 年度は「思いやりと感謝の好循環を生み出そう！～笑顔あふれる会社のために～」をテーマとし、同じ中発で働く仲間のために自分はどんなことをするのかを宣言、行動していく。
- ◇「仲間のためのカエル宣言」カードの職場掲示や、各支部労使での宣言フォロー方法の検討・実施など、継続して意識し行動できるように推進していく。

(3)労働時間

«年休取得推進»

- ◇特に最低必達目標の達成に拘り、人事委員会や支部の労使会議で取得状況を確認し、課題解決に取り組む。

«所定外労働時間／36 協定»

- ◇将来的な年間特別条項 540H への引き下げに向け、要員確保・設備更新・人材育成などの状況を会社と協議する。

«カレンダー»

- ◇働きやすく・生活しやすい年間カレンダーの協議を行う。

(4)ワークルール遵守

- ◇人事労組連絡会や工場労組支部連絡会にて、各種就業申請の内容やリードタイムのチェックを行う。

(5)全員活躍

«働き方の変革»

- ◇SDGs・カーボンニュートラルや DX 等の環境変化、中期経営計画の実現に向けた会社施策について、組合員が正しく理解し行動に移せるような必要な対応を取る。

«ダイバーシティ»

- ◇全員が長く健康に働きつづけることのできる職場環境の整備に向けて、職場実態を確認し、会社と協議する。

第63期(前) 2025年10月～2026年9月				第63期(後) 2026年10月～2027年9月			
10月～12月	1月～3月	3月～5月	6月～9月	10月～12月	1月～3月	3月～5月	6月～9月
活動点検、ロゴ・シンボル検討 (イベント開始に合わせてお披露目)			ロゴ・シンボルのPR ノベルティグッズ検討など				
80周年イベント検討 (2025年5月～2026年5月)			80周年イベント期間 (2026年6月～2027年5月)				
80周年誌の編纂・発行(2025年5月～2027年9月)							

◆第 62 期(後)活動経過報告

藤岡工場 爆発事故への対応

1. 概要

- 1) 発生日時：2025 年 3 月 6 日（木）8 時 5 分ごろ
- 2) 発生場所：藤岡工場 第 3 工場 RC2 ライン
- 3) 事故概要：ショットピーニング機の集塵機が爆発
- 4) 被 害：組合員 1 名死亡、2 名軽傷

2. 事故発生当時の状況

- 当日午前 6 時 20 分頃に稼働を開始したところ、集塵機のダストを除去するフィルターの目詰まり状況を把握するための差圧計が異常値を示した。
- 差圧計異常値時の対応標準に従い、作業(フィルターのエアー洗浄装置の動作確認、未動作洗浄装置の手動操作等)を実施中に、集塵機内のダストが粉塵爆発を起こした。

※作業者は作業標準に従って作業しており、人的ミスではない。

3. 労働組合の対応

①会社への働きかけ	②組合員への委員長メッセージ	③組合員の声の吸い上げ
会社からの情報展開が目詰まりせず、最先端の組合員まで届くように働きかけ。	事故に関するお詫びと、今後の組合活動を進める姿勢を伝達し、活動への理解と参画をお願いした。	組合員に対し事故に関するアンケート※1を実施。回答結果から今の中発に必要な組合活動を執行部で議論。

※1「5.藤岡工場事故に関する組合員の声の吸い上げ（アンケート）結果」参照

④復旧作業への差し入れ	⑤藤岡工場清掃応援	⑥外部組織との交流
土日昼夜問わず復旧にあたる組合員に、喜ばれるものをヒアリングし差し入れ。	集塵機や建屋の清掃に組合から応援者を派遣。	・トヨタ自動車明知工場への見学 ・全トヨタ労連の藤岡工場視察 ・トヨタ自動車労組の藤岡工場視察



復旧作業員への差し入れ



トヨタ自動車明知工場への見学



トヨタ自動車労組の藤岡工場視察

2025 年春の取り組み

	組合要求	会社回答
個別賃金	357,550 円（E X 職・技能 4 級 1 P・班長・扶養 3 人）	352,850 円（E X 職・技能 4 級 1 P・班長・扶養 3 人）
平均賃金 引き上げ 人への投資	組合員一人平均で 18,000 円相当 ・一般組合員は現行賃金制度を維持（維持分 4,800 円相当） ・シニア組合員は現行再雇用制度を維持 ・上記に加えて「改善分」として組合員一人平均 13,200 円を要求する。	現行の賃金制度に基づく昇給を実施する。更に改善分を原資として 13,200 円を上乗せする。【組合員一人平均 18,000 円相当】 なお、上乗せする配分については別途協議の上、決定する。
最低賃金	月額 18,6000 円（18 歳以上の組合員）	月額 18,6000 円（18 歳以上の組合員）
一時金	新基準内賃金の 5.2 カ月	組合員一人平均：年間 179 万 3 千円 <月数換算：5.2 カ月>

※人への投資 13,200 円の配分結果

内 容	金 額
基本給引き上げ	8,000 円
シニア社員の一時金増 （一般組合員の 50%→100%）	2,600 円
初任給引き上げによる賃金カーブの是正	1,320 円
基本給引き上げによる賃金カーブの是正	1,280 円



春取り労使協議会

9 月 20 日（土）に開催される第 103 回定期大会にて審議しますので、事前に内容の確認をお願いします。
ご不明点等は職場役員を通じて執行部までご質問ください。